

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和2年11月25日京都市条例第19号）

（行財政局税務部税制課）

個人の市民税の減免の基準を改定するとともに、市民税の法人税割の税率の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるため、次のとおり京都市市税条例の一部を改正することとしました。

1 次のとおり個人の市民税の減免の基準を改定する等の措置を講じます。（第35条関係）

- (1) 総所得金額等の合計額を要件とする個人の市民税の減免について、その所得要件を10万円引き上げることとします。
- (2) 寡婦及び寡夫に対する個人の市民税の減免について、その対象を見直し、寡夫に代えてひとり親を加えることとします。
- (3) 所得割の納税義務がない者及び総所得金額等の合計額が50万円以下の者に対する個人の市民税の減免措置を廃止することとします。

2 産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、令和3年3月31日に適用期限が到来する市民税の法人税割の税率の特例措置（超過課税）の適用期限を5年延長します。（附則第4条の2関係）

3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。
- (2) 上記2の改正は公布の日から、上記1(1)及び(2)の改正は令和3年1月1日から、上記1(3)の改正は令和6年1月1日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項第2号ア中「1,000,000円」を「1,100,000円」に改め、同号イ中「1,500,000円」を「1,600,000円」に改め、同条第2項第1号中「寡夫」を「ひとり親」に、「1,350,000円」を「1,450,000円」に改め、同項第4号中「400,000円」を「500,000円」に改める。

附則第4条の2中「平成28年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附則第5条の3第2項中「並びに第35条第2項第3号」及び「と、同号中「第27条の6第6項」とあるのは「第27条の6第6項又は附則第5条の3第1項」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第4条の2の改正規定及び次条第1項の規定 公布の日
- (2) 第1条中第35条の改正規定及び次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条及び次条第3項の規定 令和6年1月1日

(適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例附則第4条の2の規定は、令和3年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割について適用し、同日前に終了した各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後の京都市市税条例第35条第1項及び第2項の規定は、令

和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の京都市市税条例第35条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)